

東京都保育所建設用地取得費補助条例（案）

（目的）

第一条 この条例は、特別区及び市町村（以下「区市町村」という。）並びに社会福祉法人（以下「区市町村等」という。）に対し、保育所の建設用地の取得に要する費用の一部を補助することにより、保育所の設置の促進を図り、もって児童福祉の増進に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 保育所 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十五条第三項又は第四項の規定により設置された保育所をいう。

二 社会福祉法人 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人をいう。  
（補助の実施）

第三条 第一条の目的を達成するため、東京都（以下「都」という。）は、区市町村等に対し、次の各号に掲げる費用について、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

一 区市町村が、保育所の創設又は定員増を伴う増築を行うための建設用地の取得に要する費用

二 社会福祉法人が、保育所の創設又は定員増を伴う増築を行うための建設用地の取得に要する費用

（補助金交付額）

第四条 補助金交付額は、第一号に掲げる補助基本額に、第二号に掲げる補助率を乗じて得た額とする。

一 補助基本額 建設用地の取得費用又は都による建設用地の評価額のいずれか低い額の範囲内とする。ただし、土地取引の当事者の一方又は双方が国又は地方公共団体である場合は、建設用地の取得費用の範囲内とする。

二 補助率 前条第一号の場合にあっては二分の一とし、同条第二号の場合にあっては四分の三とする。

2. 前項第一号の補助基本額は、十億円を限度とする。

(補助の条件)

第五条 東京都知事（以下「知事」という。）は、この条例に基づく補助金の交付の実施について必要な範囲内において条件を付することができる。

(補助金の交付決定)

第六条 この条例による補助金の交付を受けようとする区市町村等は、東京都規則（以下「規則」という。）の定めるところにより申請書及び関係書類（以下「申請書等」という。）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請書等の提出があつた場合には、その内容を審査し、補助の目的に適合すると認めるときは、補助金の交付を決定し、当該交付決定を行った区市町村等に通知するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第七条 知事は、前条の規定により補助金の交付決定を受けた区市町村等が次の各号のいずれかに該当する場合においては、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

一 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

二 補助金を他の用途に使用したとき。

三 この条例その他法令又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(補助金の返還)

第八条 知事は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、補助金の交付を受けた区市町村等に対しその返還を命ずるものとする。

(財産の処分制限)

第九条 第六条の規定により補助金の交付決定を受けた区市町村等は、補助により取得した土地を、知事の承認を受けずに補助の目的に反して使用、譲渡、交換、貸与等の行為をし、又は担保に供してはならない。

2 知事の承認を受けて当該土地を処分することにより、収入があつた場合には、知事はその収入の全部又は一部を都に納付させることができる。

(報告及び調査)

第十条 知事は、必要があると認めるときは、第六条の規定により補助金の交付決定を受けた区市町村等に対して補助金の執行状況等について報告を求め、又は実地に調査することができる。

(委任)

第十一条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

(提案理由)

保育所整備の促進を図るため、用地取得費への補助を行う必要がある。